

飯南町ふるさと応援寄附返礼品提供事業者公募要項

1、目的

本町では、ふるさと納税制度(以下「当該制度」という。)をまちのファンづくりの一環と位置づけ、寄附促進を図るとともに、町及び町特産品、サービスのPR、特産品の販路拡大などによる地域経済活性化を図るため、寄附者に対し、お礼の品として贈呈する町特産品、サービス(以下「返礼品」という。)を提供いただける返礼品提供事業者(以下、「事業者」という。)を募集する。

2、事業者の要件

事業者は、次の要件に全て適合していることを原則とする。ただし、これらの要件に適合していても、事業者として適当でないと認めた場合、返礼品として適当でないと認めた場合は、事業に参加できない。

- (1)各種法令(法律、条令、規則等)に沿った生産、製造、加工及び販売を行っている者。
- (2)本社(本店)、支社(支店)、事業所、工場、農地等の事務・生産拠点又は役務の提供場所のいずれかが町内にある企業、団体、個人業者等及び、町内産の原材料を主要材料として使用している商品又は役務の提供を行っている町外の企業、団体、個人業者等。
- (3)次の各号のいずれにも該当しない者
 - ①破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - ②民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ③会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
 - ⑤暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を役員等を含む者
 - ⑥国税又は地方税の滞納がある者

3、募集する返礼品

事業者が提供する返礼品は、総務省告示第179号第5条に基づき、次の条件を全て満たしていることを原則とする。ただし、これらの条件を全て満たしていても、町又は国の判断により返礼品として登録できない場合がある。

(1)返礼品の内容

次の①から⑥それぞれを満たすもの

① 次のアからケのいずれかに該当するもの

ア 町内で生産された農産物、畜産物、水産物

イ 町内で生産又は加工された食料品、飲料

ウ 町内で生産された原材料を主たる材料とする食料品、飲料

エ 町内で製造された日用品、工芸品、民芸品

オ 町の魅力を伝えるオリジナル製品

(例:町マスコットキャラクター「い〜にゃん」のグッズ等)

カ 町内において提供されるサービスであって、次のAからCに掲げる種類に属する役務であること。

A 宿泊(町内施設における宿泊)

B 観光(町内施設での観光・飲食など)

C 体験(町内で行われる体験プラン)

※期間限定のものを除き、サービスの提供期限は1年以内とすること。

※換金防止策及び寄附者のみ利用可となる対策を行うこと。

キ 町内で実施される代行サービス

ク 島根県内の共通返礼品として認定されているもの

② 酒類、生鮮食品等、提供にあたり許認可を要するものにあっては、事業者の責任において、その許認可を得ていること。

③ 食品、飲料等にあつては、原則として発送日を含め5日以上消費期限を保証する商品等

④ 安定的な供給と品質の管理が可能である商品等

⑤ 市場価格を踏まえた適正な額が提案されている商品等

⑥ 牛肉については、個体識別番号の表示について適切に対応すること。

(2)返礼品の価格設定

提案の際には、返礼品の市場価格を考慮したうえで提案価格を設定すること。提案価格は、返礼品(商品)+(梱包費用)の合計(税込)とする。また、寄附受付額に関しては町が決定するとする。

(3)費用負担

- ①返礼品に係る請求は各月1日から同月末までの発送完了分を翌月15日までに請求すること。
- ②寄附者からの商品品質のクレームにより商品の回収及び配達を行った場合に係る費用は、事業者の負担とする。ただし、宅配業者の瑕疵による場合はこの限りではない。

(4)返礼品の提供にかかる注意点

- ①著作権・商標権の各種権利の侵害を行わないこと
- ②食品については、食品表示法等の関係法令の遵守を徹底すること
- ③事業者以外の者が発送事務を行う場合には、当該業者等関係者全てが本要項を理解し、遵守する旨の誓約書を提出すること
- ④町及びふるさと納税業務受託者の調査・確認に応じること。また、地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をすること
- ⑤個人情報の取り扱いを厳重に行い、かつ返礼品に対する問い合わせ等に明確に対応すること
- ⑥受注(メールでの受注確認)及び返礼品の発送管理を適切に行うこと
- ⑦ 町が行う説明会等には積極的に参加すること。
- ⑧ ふるさと納税ポータルサイトへの掲載などサイトの運営に関しては、町に一任すること。

4、申請方法

本要項に定める要件を満たし、事業への参加を希望する事業者は、次の(1)(2)を提出すること。なお、誓約書に違反した場合及び要項で定めた規定について著しい違反があった場合は、事業者に対して損害賠償請求を行う。

(1)飯南町ふるさと応援寄附返礼品提供事業者参加申請書

(2)誓約書

※返礼品要件確認のため、事前相談を行ってから申請すること。

5、審査方法

町による提出書類に関するヒアリング及び書類審査にて、採否を決定する。その後、総務省へ返礼品内容に関する資料を提出する。

※総務省より、返礼品内容について指摘があった場合は、返礼品として採用不可。

6、スケジュール

(1)申請受付

随時受付

(2)審査

申請書を受付後、随時審査

(3)総務省審査

返礼品内容に関する内容を総務省に提出

(4)寄附受付の開始

総務省の審査後に、ポータルサイトへ掲載し、寄附受付を開始

※申請受付から寄附受付開始まで3～4カ月程度必要となる。

7、返礼品の取り扱い中止

次の場合は、返礼品の取り扱いを中止する。

(1)事業者が町に対して掲載中止又は返礼品としての取り扱いの中止を申し出たとき

(2)事業者が2に規定する事業者要件を満たさなくなったとき

(3)国が定めるふるさと納税制度の内容や取り扱い、解釈の変更等により返礼品として相応しくないと判断したとき。又は総務省から疑義照会が行われたとき

(4)事業者が返礼品の生産・製造もしくは販売を中止したとき

(5)事業者が提案内容に変更があったにもかかわらず、その報告をしなかったとき

(6)事業者が、意図的に事実を隠したとき

(7)町又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき

(8)返礼品の品質、役務内容について寄附者からクレームが寄せられ、事業者の責任が重いと町が判断したとき、又は同様のクレームが度重なるとき

(9)事業者が本事業の実施に非協力的で、本事業の遂行に支障をきたすと町が判断したとき

(10)その他ふるさと納税制度の運用に重大な支障をきたす行為があったとき

8、個人情報の保護

事業者はこの事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては厳重に行うこと。また、寄附者の個人情報は返礼品の送付以外の目的に使用することを禁止する。ただし、返礼品へのパンフレット同封により、改めて寄附者から事業者へ商品申込等で入手された個人情報は対象外とする。

9、問い合わせ先及び書類の提出先

<公募全般に関すること>

飯南町まちづくり推進課

〒690-3513

島根県飯石郡飯南町下赤名880番地

電話:0854-76-2864 メールアドレス:furusato-oen@iinan.jp

<申請書類提出先、返礼品の内容に関すること>

一般社団法人 飯南町観光協会(飯南町ふるさと納税業務委託業者)

〒690-3513

島根県飯石郡飯南町下赤名880番地3

電話:0854-76-9050 メールアドレス:furusato-oen@iinan.jp